

◎新潟県告示第729号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 産業立地促進地域の名称 | 区 域   | 指 定 年 月 日 |
|-------------|---|-----------|
| 大潟工業団地(第二期) | 上越市大潟区下小舟戸新田の全部<br>上越市大潟区潟守新田の一部<br>上越市大潟区渋柿浜の一部<br>上越市大潟区上小船津浜の一部<br>上越市大潟区下小船津浜の一部<br>上越市大潟区蜘蛛ヶ池の一部<br>上越市大潟区土底浜の一部 | 平成29年6月1日 |